

給与支払報告書  
特別徴収にかかるとする給与所得者異動届出書

※市町村 処理欄	1. 現年度 2. 翌年度 3. 両年度
-------------	----------------------

◎異動があれば速やかに提出をお願いします！

年 月 日 安 芸 市 長 宛	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (〒 - )	特別徴収義務者 指 定 番 号					
		名称 代表者	担当者	部署				
		個人番号 又は法人番号	氏名	電話				
給 与 所 得 者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 年 月 動 日	異 動 の 事 由	異動後の 未徴収税 額の徴収	1月1日から 退職時までの 給与支払額
受給者番号 (整理番号)	氏名 (旧姓 にかかるとする異動届出書)	円	月分 月分 から まで	円	・	1. 退 職 2. 転 勤 3. 休 職 4. 死 亡 5. 就 職 6. その他 ( )	1. 特別徴収 継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (理由 )	円 控除社会 保険料額 円
個人番号	(T S H . . 生)							
1月1日 現在の住所	給与の支払を受けなくなった後の住所		(備考)					
現住所			月分給与より特別徴収 開始 (停止)					

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定月日	徴収予定額	納入月	※一括徴収について
<input type="checkbox"/> 異動が令和 年12月31日までで、申出があったため	・	円 (上記(ウ)と同額)	一括徴収した税額は 月分 ( 月 日納期限) で納入します。	1月1日～4月30日までに退職等により徴収できなくなった残税額は <b>一括徴収することが義務づけ</b> られています。(地方税法第321条の5第2項)※ただし、残高が給与・退職金より多い場合を除く。
<input type="checkbox"/> 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため				(備考)
※該当するものに☑をお願いします。				

◎新しい勤務先（転勤先等）

月割額 円 を 月分 から 徴収するよう 連絡 済です。	給与支払者 (特別徴収義務者)	フリガナ	特別徴収義務者 指 定 番 号
		名 称	
		フリガナ	電 話 番 号 ( ) - 番
		所在地 〒	
個人番号 又は法人番号			

◎1月1日以降の退職は必ず一括徴収してください。